

平成30年第1回 飯塚市議会会議録第4号

平成30年3月2日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第9日 3月2日（金曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。16番 吉田健一議員に発言を許します。16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

本日、質疑通告に従いまして、協働のまちづくりについて、お伺いいたします。まず、まちづくり協議会は市内12地区に設置いたしまして、活動が実施されております。それぞれさまざまな活動が行われておりますが、各地域の歴史や地域性、それに伴う課題や問題は異なっております。平成30年度は地域公民館が交流センター化になる方向でもあることから、各地域と行政がどのようにかわりながら事業を進めているかについて、お伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まちづくり協議会における各団体の活動について、まちづくり協議会の参画団体の単独の中心的な活動状況はどのようなものですか。昨日の代表質問の同僚議員の質問の中でもありましたが、よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

言われますとおり、昨日もちっと述べさせていただきましたが、まちづくり協議会の組織構成につきましては、地区それぞれで異なっておりますけれども、主な参画団体といたしまして、自治会、地区公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会等がございます。質問の個々の団体につきましての一般的な活動の状況でございますけれども、地区公民館連絡協議会では、公民館実践交流会等の研修、社会体育振興会では運動会やソフトボール等、スポーツ事業の開催、青少年健全育成会議では夜間パトロールや学習支援、子ども会指導者連絡協議会ではかるた大会や子ども祭り等の開催が行われております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

各12地区まちづくり協議会だよりの広報誌やまちづくり事例発表会が開催されております。まちづくり協議会の独自の事業、まちづくり協議会により始められた事業について、主なものについてご紹介をお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

平成24年度末をもって、先ほど言われますように市内12地区の全地区におきまして、まちづくり協議会が設置されておりまして、平成25年度から本格的な活動の検討や実施が行なわれております。まちづくり協議会の活動も活動初期から活動中期に移行する中で、運動会、お祭り、どんど焼き等の既存の地区のイベントの継続、拡充は行われておりますけれども、独自の事業といたしましては、飯塚地区のWi-Fiの設置事業、飯塚東地区の東食堂事業、二瀬地区におけます農業体験事業、鯉田地区におけます買い物送迎用ワゴンの運行事業、筑穂地区におけますふれあい市、鯉田地区におけます鯉田地区ウォークラリー等の開催が行われておりまして、まちづくり協議会が企画したそれぞれ独自の計画が広がっているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

各種事業が始まっているということですね。次に、12地区公民館の運営について、来年度実施する計画の交流センター後の職員配置については増員があるのか、それとも現状のとおりかについて、お答えをお願いします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

言われますとおり、交流センターにつきましては、本年4月からの移行でございます。新年度、平成30年度の交流センターの運営につきましの職員の体制につきましては、現体制の職員体制を基本として考えているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

現在、地区公民館では担当係長が配属され、まちづくり協議会を初めとする地域の支援を行っていただいておりますが、今後、協働のまちづくりを進める中で、地域の課題を解決し、地域と行政が協力していくのであれば、今以上に地域の職員を配置して、地域支援を行っていく必要があるのではないかと考えております。

先日、福井県福井市に赴きまして、地域担当職員制度についてお話を聞く機会がございました。当制度の内容は、地域出身者の職員または近隣地区出身の職員を小学校区公民館に原則2名、任期は2年とし、30代から40代の中堅職員を兼任で配置し、地域が抱える課題やニーズを把握し、担当部署との調整、情報の提供や実情に応じた助言を行っております。地域と行政の信頼関係も構築され、まちづくりの向上にもつながっております。本市についても地域担当職員の配置について、検討してみたいはいかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

一部重複いたしますけれども、概要を説明させていただきますと、福井市の地域担当職員制度、これにつきましては、市職員が地域づくり活動に参画するなど、地域とのかかわりを積極的に進め、地域のさまざまな課題への対応や地域と市との協働のまちづくりをさらに推進することを目的として設定されている制度でございます。今説明されましたとおり、具体的には、地域担当職員は地域専門職員、それと地域担当サポート職員、この2部構成でございまして、

地域専門職員は小学校区単位の48カ所の公民館の管轄区域におきまして、当該地区内もしくは近隣に居住する主査級の中堅職員原則2名、最大4名が配置されておりまして、一方、地域担当サポート職員は地区公民館ブロックごとに1名ずつ配置されている状況でございます。地域担当職員は、地域の会合等に参加し、地域の意向や実態等を把握したり、地域の課題解決のために、助言や担当部署への連携を行ったり、また必要とされる情報提供を行っている状況でございます。

本市におきましては、各地区公民館に当該地区のまちづくり担当係長を、また地域づくり推進員として地域の人材を雇用し、配置をいたしております。また、全職員に対しまして、地区活動への積極的な参加を呼びかけているところでございますが、今、質問議員が言われますように、福井市のこのような取り組みにつきましては、交流センターの運営や協働のまちづくりにおいて、参考となるものと考えておりますので、並行して研究を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ぜひともお願いいたします。各交流センターにおいて職員が地域住民からの問い合わせや意見に対し、課題を解決できるような体制づくりが必要なのではないかと考えますが、その点についてはいかが考えられますか。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

昨日も体制づくりにつきましては、一部ご質問がございましたけれども、交流センターにつきましては、まちづくり協議会の方々やセンター利用者からの問い合わせ、地域課題に対する相談等が今まで以上に多く寄せられてくるのではないかとというふうに考えております。今後、交流センターの運営状況やまちづくり協議会の事業活動等を鑑みながら、適切な体制づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

まちづくり協議会の運営予算について、お伺いいたします。事業を行うためには資金が必要ですが、まちづくり協議会の運営費はどのようなになっているのかについて、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

まちづくり協議会につきましては、地区により異なっておりますけれども、主な構成としましては、予算としましては、市からの補助金、各種団体からの負担金、住民等からの募金等で運営がなされております。市の補助金に関しましては、人口や所帯数に基づきまして、各種団体に交付していただきました補助金を統合した地域向け補助金分と各地区均一に100万円を交付します新たな支援分の補助金の組み立てでございます。なお、新たな支援分の補助金につきましては、今年度から各地区の事業にあわせて配分を行う方式に変更いたしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

説明いただきましたまちづくり協議会の参画団体への補助金についてはどのような内訳にな

っているのか、お願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

まちづくり協議会の参画団体に関しまして、まちづくり補助金統合以前は、市から直接補助金が交付されておりましたが、6種類の補助金の統合にあわせまして、まちづくり協議会を通して補助金を一括で交付し、まちづくり協議会から各団体に配分されている状況でございます。各種団体への市の補助金の配分につきましては、従来の補助金額の算出方法をもとに、その金額をそのまま各種団体に配分している地区と、事業の内容を鑑みの中でまちづくり協議会内において、各団体の方々と協議しながら配分を決定している地区がございまして、一辺倒ではございません。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

参画団体の補助金についても、まちづくり協議会で独自の方法でやられているというご理解でよろしいですね。

それでは次に、まちづくり協議会の補助金、今年度の配分、新たな支援分の配分方法については、どのような配分方法ですか、お答えをお願いします。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

まちづくり補助金の各地区への配分につきましては、平成28年度までは1地区一律に100万円を交付しておりましたが、今年度におきましても12地区全体の総額は、100万掛ける12地区で1200万円と変わりませんが、各地区の交付金額につきましては、各まちづくり協議会が策定しますまちづくり計画等に基づきまして補助金を査定する中で、各地区の交付金額を決定いたしております。そのため、交付金額につきましては、計画の内容や事業への取り組み状況が地区ごとで異なっておりますので、現状としましては地区によって差異が出てきている現状でございます。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ご説明いただきまして、各12地区1200万円の配分を変えてきたということです。これについて、もうちょっと詳しくご説明いただけたらと思います。1200万円を一律で平成28年度までは100万円を12地区に交付していたのを、29年度につきましては配分方法を変えたということなんですが、その点に対して変えられた内容、どの地区にどのような事業が発生したため、幾ら減らしたのかとか、分散方法についてもうちょっと詳しくお示しいただけますか。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

各地区の補助金につきましては、各まちづくり協議会が決定しました、次年度に取り組もうとする事業内容及び経費を盛り込んだ事業計画に基づきまして、各地区の方々とヒアリングや調整等を行う中で、事業の必要性、優先順位、地区課題への効果等を審査し、各地区に対し交付する金額の総額を決定いたしておるところでございます。具体的な数字というのは、ちょっとここで述べる資料を持っておりませんが、100万円の総額、12地区の1200万

円のうち、１００万円のうち７０万円につきましては各地区に均等に配分をさせていただきまして、残りが３０万掛ける１２地区分、総額３６０万円につきましては、そこそこの事業を勘案した中でヒアリングを行い、行政のほうで配分を決定している状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

１６番 吉田健一議員。

○１６番（吉田健一）

ご説明いただきましたけれど、２８年度は１００万円の交付と、２９年度につきましては事業計画に基づいてというのはよく理解できました。それについて、その当該地区１２地区あるわけですが、それに対しての何らかのご意見、ご指摘等はございませんでしたか。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

活動初期から活動中期になる中で、先ほども独自の事業というのをご紹介させていただきましたけれども、やはり、活発な協議会につきましては、次の事業をいろいろと計画されてある中で、補助金の増額というような要求が上がってきているのが現状でございます。

○議長（藤浦誠一）

１６番 吉田健一議員。

○１６番（吉田健一）

補助金の増額が起こっている地域が多々あるということで、続きまして、そのまちづくり補助金の交付決定過程は、どのような申請があり、どのような審査を行った後に何件決定したのか、詳細についてお示ください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

今ちょっと金額と件数については数字を持ち合わせておりませんが、過程につきましては先ほども説明させていただきましたけれども、各地区の方々とヒアリング等調整する中で、事業の必要性、優先順位、地域への課題への効果等を行政のほうで判断しながら交付総額を決定しております。申しわけありません。各地区の数字的なものはちょっと今持ち合わせておりません。

○議長（藤浦誠一）

１６番 吉田健一議員。

○１６番（吉田健一）

各地区での計画をもとにヒアリングをして団体に交付しているとのことですが、さまざまな新規事業に取り組むに当たり、事業を行うためには当然各地区での活動は予算が伴います。新たな支援部分として、平成２８年度、平成２９年度の総額はそれぞれ各１２団体に対し合計１２００万円なのですが、まちづくり協議会の補助金の増額について、お考えはないのか改めて伺います。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

各地区の次年度のまちづくり計画におきましては、新規事業への取り組みや実施効果が高い事業の拡充等が多く企画をされております。これに伴いまして各地区の補助金の要求も先ほど言いますように多くなっております。また、先ほども言いましたとおり、各地区の代表者との懇談会や意見交換の場でも、補助金の増額という要求が多くあっているのが現状でございます。

しかしながら、限られた予算の中で大幅な補助金の増額というのはなかなか難しい状況もご

ざいます。各地区の協働のまちづくりに効果的な事業が実施できますよう、事業内容等の精査、まちづくり協議会の方々との直接に協議、調整を行いまして、適切に対応していきたいというふうに考えております。先ほども述べましたけれども、6事業の統合補助金、今は旧構成のまま計上しておりますけれども、その予算組みや配分方法等の再検討を制度設計も含めまして、協働のまちづくりをさらに効果的に進められるよう、再度、検討調整の必要があると考えておりますし、そのこのところの調整を早く行っていきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今ご説明のとおり、配分金額についての増額は難しいということと、6団体の補助金につきましても精査しながら調整しながら進めていきたいと申されましたが、各6事業団体は別々の個々の活動を今までしておられます。その団体に対し補助金を減額するのではなく、その団体の活動が今より進行されるような形で調整をお願いしたいと申し伝えておきます。

まちづくり協議会が企画した独自の事業も行われている状況がございますが、担当部署のほうでは限られた予算の中で大幅な予算増額は難しいとのご説明ですが、担当部署ではどうにもならないようですが、市としての見解をお伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

各地区のまちづくり協議会の方々を初め、地域の皆様には、協働のまちづくりにつきまして、ご協力、ご尽力いただいておりますことに対し感謝いたしておるところでございます。まちづくり協議会の活動につきましては、今年度3回ほど全地区の代表者との懇談会を開催する中で、質問者も申されますように、代表者の方々から予算増額についてのお話があったと担当部署のほうから聞いております。

しかしながら、先ほど担当部長が答弁いたしましたように、限られた予算の中で大幅な補助金額を増額することはなかなか難しいものと考えております。より協働のまちづくりを推進する上で、将来的なまちづくり協議会と市との関係性を含めて、まずは補助金の制度設計や効果的な活用方法の見直しを行い、真に協働のまちづくりに資する補助金として整理していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

まちづくり協議会につきましては、平成25年10月発刊の「新しいまちづくりに向けて（第1版）」の中に、市民と行政が協働でつくるまち飯塚市を目指し、まちづくり協議会の中で、まちづくり協議会の参画団体や活動内容は一律ではなく、各地域それぞれの話し合いの中で実情に沿った形で進めていくことが重要だと考えます。行政は行政が果たす役割を遂行することはもちろんのこと、深いですね、ここは。各地域の方々がまちをよくしていきたいという地域の方々の思いを支援していきたい。より多くの皆さんにまちづくりについてご理解を深めいただき、地域の皆さんと行政がお互いに知恵を出し合いながら、地域の特性を生かし、協働のまちづくりが一層進んでいくことを願っていますと記載してあります。市内の各地域においては、新しいまちづくりに向けての活動を平成25年度にスタートし、活動中期の2年目を来月迎えます。活動初期においては、各地のまちづくり協議会では、お祭りや住民体育祭、各種のイベント、行事が開催されていましたが、中期に入り、先ほど紹介いただきました飯塚地区のW i - F i事業、飯塚東地区の東食堂、二瀬地区の農業体験事業、鯉田地区の買い物送迎ワゴン等、本来では行政が行う事業についてもまちづくり協議会が地域の課題解決のために新

たに取り組まれております。このように、まちづくり協議会の活動が活性化中、現状のまちづくり協議会の補助金の総額の1200万円の予算の範囲内での事業継続については限界があるのではないかと考えております。

また、来年度から交流センターで営利事業も実施できるということで、まちづくり協議会が自主財源の確保のために営利事業を実施することもできると思いますが、それは徐々にできる活動でありますので、現状のまちづくり協議会の活動の多くは市の補助金を活用されて実施されております。地域が実施したい、実施する必要があると考えている事業であっても、まちづくり協議会の補助金予算枠の中で実施せざるを得ないため、要求どおりに十分に実施できないとか、その事業を実施させるためにほかの事業が実施できない状況が生じるのではないかと考えます。現状の補助金の予算配分では限界があると思いますので、地域問題解決のために必要とされる事業については、従来のまちづくり協議会の補助金と別の予算で実施していただき、早急に実現していただくことを強く要望します。

また、人材配置につきまして、先ほど福井県の取り組みについてご紹介申し上げましたが、地域担当職員制度の導入は、地域の会合等に参加して地域の意向や地域実態を把握したり、地域の問題解決のための助言や担当部署への連携を図り、また必要とされる情報の提供をよりよく行いやすくなり、行政と地域の信頼関係をより一層構築される効果があると考えております。地域の課題解決のためには、このような予算編成や人的支援も必要だと考えておりますので、強く検討していただくをお願いいたしまして、まちづくりの質問は終わります。

続きまして、福祉政策についてお伺いします。少子高齢化が進む現状において、日本1億総活躍プラン、希望出生率1.8に向けた取り組みの方向性として、子育て、介護の環境整備、保育、介護の受け皿整備の促進を決定し、子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育・介護の受け皿整備を一層加速させる。さらには、このプランでは求められる保育・介護のサービスを提供するための人材確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士や介護人材の処遇改善、多様な人材確保・育成、生産性の向上を通じた労働者の負担軽減、さらには、安心快適に働ける環境整備を推進する等、総合的施策を示し、環境整備を図る取り組みが行われております。

そこで、福祉政策について、本市の現状についてお伺いしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。まずは高齢者支援について、高齢者福祉と介護保険事業について、現在、本市においては、高齢化率が30%を超えており、高齢者の増加によるさまざまな問題や課題が山積していると考えています。今年度の介護保険制度の改正に伴い、今後3年間、2018年から2020年度の計画となる第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定されておりますが、第6期計画からの移行により、大きく変わっている点についてお示してください。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

国の基本指針において、現行の第6期以降の事業計画につきましては、地域包括ケア計画と位置づけられておりまして、団塊の世代が75歳以上となる2025年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築していくこととされております。今回策定いたしました第7期計画におきましては、そうした趣旨と今回の制度改正のポイントであります地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保及び第6期計画で目指した各取り組み事業の目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた事業の展開・推進を図っていくための取り組みなどを盛り込んだ計画として策定しております。質問議員がお尋ねであります、大きく変わった点の主なものといたしましては、今後のさらなる高齢化を見据えた中、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた具体的な取り組みや目標の計画への記載及び利用者の方に対し適切かつ過不足ないサービスを提供するために介護給付の適

正化に関する取り組みや目標の計画への記載が定められた点などがございます。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

では次に、第7期計画を策定するに当たり高齢者の実態を把握するために介護予防日常圏域ニーズ調査及び在宅実態調査を実施されておりますが、調査方法や回答状況についてお答えください。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

高齢者の実態調査につきましては、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象とした介護予防日常生活圏域ニーズ調査及び在宅で生活をしている要支援・要介護認定者の方を対象とした在宅介護実態調査を昨年4月から6月にかけて実施いたしました。調査方法につきましては、無作為抽出によるニーズ調査が2100人、在宅介護実態調査が1700人、合計3800人の方を対象として、郵送及び訪問による調査を行い、全体の回収率としては約7割の方からご回答をいただきました。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今伺いました回答の内容について、さまざまな意見や要望が含まれていると思います。その調査結果に対し、実際に第7期の計画にはどのように反映を行っているのかについて、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

調査結果の主なもので申しますと、生活機能にかかるリスク状況の調査において、認知機能の低下防止や転倒リスクの防止、そしゃく機能の低下による口腔ケア等、介護予防の取り組みが必要である方が多くいることから、現状の介護予防事業の取り組みを踏まえつつ、今後は地域と連携して事業のさらなる充実を図るとともに、より多くの市民が介護予防に関心を持ち、自宅でも継続して簡単に行うことができるような介護予防事業の構築に努めていくこととしております。また、主な介護者が不安に感じる介護といたしまして、認知症状への対応、外出の付き添い、送迎など、入浴、洗身、夜間の排せつに次いで、17項目中4番目に上がっております認知症に関する家族支援の充実が必要であります。そうした家族支援の一環として、認知症の早期診断、早期対応ができる対応の構築や認知症の方やその家族、地域住民等が交流できる場である認知症カフェの開設に取り組む団体への活動支援、また、認知症による徘徊の早期発見、保護の取り組みを強化充実していくこととしております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

それでは次に、第7期計画の中に地域包括ケアシステムの強化に向けた取り組みとして、地域包括センターの機能強化が挙げられております。平成28年度より直営から委託包括へ分割設置を計画的に行っておられますが、最終的にはどのような委託スケジュールになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

地域包括センターの委託による分割設置につきましては、質問議員が言われますとおり、平成28年度から順次3地区ずつ設置を進めており、平成30年度においては、委託センターによる運営が9地区、残りの地区につきましては、直営センターにより運営することとなっております。平成31年度には直営センターの運営による地区につきましても、委託センターを設置する予定としており、市内全域の日常生活圏域12地区において、高齢者への支援体制の充実強化を図ることとしております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

平成31年度より飯塚市全域が委託包括になるということですが、現在までにおいて、直営から委託へ移行していく上で問題点はなかったのか。また、地域とのかかわりが希薄な高齢者への対応等についてもどのようになっているのか、お答えをお願いします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

平成28年度に委託センターを設置した当初の時期は、問題点ということではございませんが、受託した法人についても初めてということで、不慣れな点、対処に苦慮すること等もありましたが、地域包括支援センター受託運営以前から在宅介護支援センターを運営していたこともあり、当然ながら、そうした状況においては、直ちに直営センターへの相談の上、速やかに対処を行い、またそのような経験を委託包括センター間や直営センターも含めて、情報の共有や連携を図る等して早急に解消、改善したことで、現在においては委託センターにおいても、円滑な運営がなされております。

また、地域とのかかわりが希薄な高齢者の方に対しましては、地域包括支援センターはもちろんのことながら、民生委員、自治会、福祉委員等の地域関係者の協力を得ながら、地域内での連携による見守り活動やさまざまな福祉活動を通して対応に努めており、支え合う地域づくりを推進し、そうした体制のさらなる充実、強化を図ってまいります。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

よろしく願いいたします。次に、総合事業について伺いいたします。平成26年度の介護保険制度改正により、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が総合事業に移行することとされておことは承知しておりますが、まず総合事業の現状についてお知らせください。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

平成30年2月1日現在での市内の総合事業の指定事業所数は、訪問型が99事業所、通所型が68事業所ございます。また現在、要支援1と要支援2の認定を受けている方につきましては、今年度が介護予防給付から総合事業への移行期間であるため、各利用者の認定有効期間に応じて順次移行しており、平成30年4月からは、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が総合事業に完全に移行することになります。平成29年12月分の給付実績での対象者数で申しますと、従来の介護予防訪問介護を利用している人が284人、従来の介護予防通所介護を利用している人が242人いらっしゃいます。これに対し、既に総合事業の訪問型サービスを利用している人が1062人、通所型サービスを利用している人が779人いらっしゃいます。要支援の認定を受けるのではなく、事業対象者として認定されている人は、平成3

0年1月末現在で199人いらっしゃいます。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

では総合事業の事業対象者となるには、従来の介護保険の認定の仕組みより、かなり簡略化され25項目のチェックリストによって判定され、一定の基準に該当すればよいと聞いておりますが、受付から決定までの流れについてはどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

まず、市役所高齢介護課、支所市民窓口課、住所地を担当する地域包括支援センターの窓口申請を行っていただくことで、チェック項目に従って、聞き取り調査を行います。また入院中や外出に支障がある等、窓口に来られない場合につきましては、地域包括支援センター職員が訪問して調査を行います。その結果を踏まえて、事業対象者に該当すれば、事業対象であることを被保険者証に記載します。したがって、要介護認定のように、調査員による訪問調査や主治医意見書の取得、その後の認定審査会による決定という手順が不要であります。また要介護認定において非該当になった人で、介護予防のために支援が必要な場合は、チェックリストによる判定を行い、事業対象者に該当すれば、総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスは利用できるようになります。事業対象者にも該当しない場合は一般介護予防事業の案内を行います。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

それでは総合事業の対象者として決定されれば、実際にどういったサービスが受けられるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

まず、それぞれお住まいの地区を担当する地域包括支援センターに連絡していただき、具体的にどのようなサービスを受けるかについて、ケアマネージャーが利用者と面接し、一緒にケアプランを作成します。そのプランに基づいて、総合事業の訪問型サービスや通所型サービスを利用します。サービスの内容につきましては、基本的には現在の介護予防サービスと同じ内容である現行相当サービス、もしくは身体介護を除く生活支援が主である緩和した基準であるサービスAになります。また、リハビリ職など専門職による短期集中予防サービスのサービスCを新しく設けております。総合事業の訪問型サービスと通所型サービス以外の介護予防サービスである介護予防訪問介護や介護予防通所リハビリテーション等は、要支援1または要支援2の認定がなければ利用することはできません。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

次に、利用者がサービスを受ける際には利用者負担が発生すると思いますが、利用者と保険者の費用負担割合はどのようなになっているのかお示してください。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

利用者の負担割合につきましては、総合事業においても介護保険の負担割合と同様であり、所得の状況に応じて1割負担もしくは2割負担となります。総合事業の財源の内訳につきましては、基本的には保険給付と同じく25%が国、12.5%が県の負担金で、市の一般会計からの繰り入れが12.5%、2018年度から2020年度の第7期においては、27%が第2号被保険者の保険料、残りの23%が65歳以上の第1号被保険者の保険料で賄う割合となっております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

介護保険給付額と同等であるということですね。それでは総合事業における今後の見込みについてどのようになっていくと想定されておりますか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

現在、要介護1や要介護2等の比較的軽度な要介護者が利用しているサービスの効果により、要支援1または要支援2等になった場合には、総合事業を利用することになりますし、認定申請の結果、要支援1や要支援2の認定を受けた方や、チェックリストの判定により、事業対象者となった方も総合事業の利用対象者となりますことから、今後は総合事業の利用者が増加することが見込まれます。総合事業では、先ほど答弁いたしましたように、緩和したサービスを導入しておりまして、そのサービス利用者もいることから、給付にかかる全体的な費用の抑制にもつながると考えております。また、総合事業を継続して利用していただくことによって、これまで要支援であった人が状態の改善により、更新認定で非該当となった場合でも、何もサービスを利用できなくなるのではなく、事業対象者となれば、総合事業は利用できることとなりますので、再度状態が悪化するまでの期間を延ばすことができることと考えております。

このようなことから、軽度の介護が必要な方々が総合事業のサービスをご利用になって重度化を防止することができ、多くの方が住みなれた地域で自立して生活を続けられるよう、効果的かつ効率的な支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今後の高齢者支援について、第7期計画の中でも高齢者のさまざまな支援について挙げられております。また先ほどの実態調査の答弁でもあったように、認知症の方に対する支援の必要性も高い調査結果のようでもあります。現在、認知症施策をわかりやすくまとめた認知症ケアパスの作成及び配布を行なっておりますが、このパスについての周知はどのようになっているのか、お願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

質問議員が言われますように、認知症の人やそのご家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の進行や状態にあわせて、いつ、どこで、どのような医療や介護を含めたさまざまなサービスが受けられるかをわかりやすく示した飯塚市認知症ケアパス「あんしんパスいづか」を平成28年度から作成し、毎年度更新を行っております。認知症ケアパスにつきましては、認知症のご家族の方々からのご相談を受けることが多い民生委員さん、福祉委員さんを中心に毎年配布し、活用していただいております。また、本庁及び各支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センターにおきましても、相談業務に活用するほか、市民の

方に配布できるよう準備をしております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

では、あんしんパスいづかについて、中にはさまざまな認知症施策が含まれておりますが、その中で認知症集中支援チームについて、先日、同僚議員の守光議員の代表質問の答弁で、その概要については伺いましたが、現状の取り組みや課題等について、あればお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

通常、認知症に関する相談や対応につきましては、地域包括支援センターで行っておりますが、最近の傾向といたしまして、本来、認知症のおそれのある高齢者を養護すべきである家族が精神疾患などを罹患されており、高齢者の方への対応と同時に家族への対応も行わなければならないような、早期診断、早期対応に結びつけることが困難なケースが増加しております。このような困難ケースに対応するため、専門職で構成された認知症初期集中支援チームを派遣していただき、適切な医療、介護につながるように、ケースに応じた専門的な初期集中支援を行っていただいております。

しかしながら、支援チームとしての活動実績がまだ少ないことが課題であるため、認知症の早期診断、早期相談対応を図るための本事業の周知や専門機関等との連携の強化はもちろんのこと、積極的なチームの活用により、認知症の方やその家族の方に対する支援の充実、強化に取り組んでまいります。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

次に、介護予防事業についてさまざまな介護予防教室などが記載されておりますが、その中で認知症の予防、重度化を防止するために効果があると思われるようなサービスはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

現在、本市で実施している介護予防事業の中で、特に認知症予防に特化した事業といたしましては、音楽や体操を通して脳を刺激し、認知症を予防することを目的とした脳元気教室や音楽サロン、そのほか地域で行われているいきいきサロンでの出前講座による脳活講座等、認知症予防事業に取り組んでおります。また、認知症予防につきましては、脳の活性化だけでなく、運動、食事、生活習慣などバランスのとれた生活を送ることが大切であるため、認知症予防教室のほかに実施しております筋力アップ教室やリズムエクササイズ教室等、さまざまな介護予防教室に参加することによっても、認知症予防につながるものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今後、高齢者の増加に伴い、高齢者施策全般の充実が必要不可欠であると思われ、特に今後ますます増加することが見込まれる認知症高齢者の対策は急務であると思われ。このような状況において、本市でも認知症ケアパスの作成・配布、集中支援チームの活用、また介護予防事業の取り組み等、さまざまな認知症施策の推進に取り組んでいることがこの質問でわかりました。今後とも認知症の方やその家族の方が住みなれた自宅や地域で安心して暮らし続けら

れるように、そうした取り組みを継続するとともに、認知症の方を初めとする高齢者を支え合う地域づくりにも力を入れていただき、高齢者施策の全般の充実強化を図っていくことをお願いし、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、子育て環境の整備についてお尋ねします。保育の現状について、国は待機児童解消加速化プランに基づき、市町村における保育所整備等の取り組みを支援することによって、平成25年度から29年度末までに約50万人分の保育の場を確保し、待機児童を解消することを目的としております。この制度では、市町村で今は働いていないが保育所に入ることができれば働きに出たいというような潜在的なニーズを含め、地域の幼児教育、保育ニーズをもとに事業計画を策定し、受け皿確保を進めております。具体的内容といたしまして、地域保育事業や企業主導型保育の施策等が実施されています。そこで伺いますが、この件についても代表質問で幾分お答えを聞いておりますが、まず本市の保育の現状について、未利用児童の状況についてお示してください。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

本市の未利用児童の現状につきましては、平成30年2月1日現在で102名となっております。内訳といたしましては指定園のみ希望者が44名、届け出保育施設利用者が8名、育児休暇延長者が7名、幼稚園利用者が1名、実質待機児童が42名となっております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

それでは、なぜ本市において未利用児童が発生しているとお考えでしょうか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

入所緩和による入所申し込みの増加、それと入所希望所の偏り、また一部の保育所において保育士不足による入所受け入れ数の減等を理由として考えております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

子ども・子育て支援制度による厚生労働省認可の地域型保育の現状について、本市の状況はどのようになっていますか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

地域型保育事業は市町村による認可事業としており、小規模保育事業、定員が6人から19人、家庭的保育事業、定員が1人から5人、事業所内保育事業、従業員の子どもさんに加えて地域からの受け入れ枠を持つ保育所、それと居宅訪問型保育事業の4事業がございますが、飯塚市は現在のところ、地域型保育事業は実施しておりません。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

未利用児童に対し、地域型保育を含め現状の問題解決についてどのように考えていますか、もう一度お願いします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

本市の保育事業につきましては、児童の受け皿としては、認可保育所、こども園で実施したいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

そうですか。では、後ほど全般についてお伺いをしますので、次に、仕事・子育て両立支援事業というものはどのようなものですか、お答えをお願いします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

平成28年4月1日より、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を実施する施設等の設置者に対し、助成及び援助を行うことができることを目的としております。事業内容といたしましては、企業主導型保育事業と企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を実施しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今ご説明の企業型保育所の現況について、本市の状況はどのようになっていますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

企業主導型保育施設につきましては、今年度に開設した花梨保育園、これは定員18名のうち地域枠が9名となっております。それと、ゆうき保育園、定員24名のうち地域枠は12名となっております。この2施設があります。また、30年度には新たな4施設が開所する予定でございます。企業主導型ベビーシッター利用者支援事業については、該当はございません。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ご説明の来年度開所4園の定員はどのようになっていますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

30年度新たに開所する4施設の定員は合計で79名となっております。そのうち1施設が従業員のみの施設、これが定員27名となっております。残りの3施設につきましては、これは総合計で定員は52名となっておりますが、これにつきましては地域枠を設定しておりますが、地域枠の定員数につきましては、今のところ未定となっております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

企業型保育事業とはどのような事業なのか、またどこが実施しているのかについてお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

企業主導型保育事業とは、子ども・子育て拠出金を負担している企業が設置する認可外の事業所内保育施設であり、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的として実施されております。この事業は内閣府所管の事業となっておりまして、公益財団法人児童育成協会が窓口となり実施しております。申請につきましては、事業実施者が直接、公益財団法人児童育成協会に申請を行うことになっております。事業実施者は、事業開始の日の1カ月以内に県に届け出を行うこととなっておりますので、これは届け出保育施設という位置づけになっております。また、入所児童数に応じて運営費の助成が国から直接給付されることになっております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

企業型保育は直接企業に運営費の助成が支給されるということですが、認可保育所と比較するとどのようになりますか。施設整備の補助とあわせてお答えください。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

運営費につきましては施設規模や加算の種類が違いますので、0歳児の単価表による比較ということでお答えさせていただきます。仮に定員を20人とした場合、企業主導型保育所の単価表では保育士比率が100%の区分では22万390円。対しまして、私立保育所の単価表では、21万3500円となっております。また、施設整備の補助率でございますが、企業主導型保育所が基準額に対しまして国が4分の3、法人の負担が4分の1となっております。私立保育所のほうでは基準額に対しまして国が2分の1、市が4分の1、法人が4分の1の負担というふうになっております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員にお知らせいたします。発言時間が3分を切っておりますのでよろしくをお願いします。16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

企業型保育所は市の負担は全くないということですね。次に、この申請方法だと市への申請なり届け出は必要ないと受け取れますが、この点についてはいかがですか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

この事業につきましては、公益財団法人児童育成協会への直接申請となりますので、市への事前協議や届け出の必要はありません。申請状況等の情報は、現在のところ事業申請から事業開始まで、市への協議等は必要ないため、福岡県から市への通知によるものということになっております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

市への協議なり届け出は必要ないということですが、市との連携についてはどのようにお考えですか、お願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

この施設につきましては、福岡県の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所が年に1回立入検査を予定しておりますので、その際に飯塚市が同行することとしております。また、他の届け出保育施設と同様にマッチングや子育てガイドブック等で市民の方への情報提供を行っていきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

内閣府令の運営基準の中に、認可外保育施設における事故報告の義務化、認可保育園等の認可施設の事業については、市町村の事故報告が義務づけられていることから、認可外保育施設においても同様に条例による義務化が図られていますが、その辺についてはどのようなようになっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

認可外保育施設の事故報告につきましては、施設から都道府県へ事故報告を行い、都道府県から市へ通知を行うこととなっております。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

保育所には入れないお子さんの家庭に対し、本年度補正予算で市単独の飯塚市保育就学資金貸付金や生活資金貸付事業を本年度より実施し、保育士不足による未利用児童対策を行っている本市におきまして、企業型保育所を含めた届け出保育所にしても飯塚市に対し施設側に報告義務はないにしろ、市全体のお子さんの人数把握のため、運営状態の把握は必要であるし、どのような運営をしているのか、民間であるための強み、新たな試みに参考になる運営方法があるとは思いますが。また事故が起こる可能性はないのかは心配するところでございます。行政において定期的に立入調査や聞き取り調査でも実施すべきだと私は考えますが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

質問議員がご指摘のとおり、企業主導型保育所を含めました市内保育施設が安心安全に運営されなければならないと考えております。定期的な立入調査、聞き取り調査につきましては、先ほど部長が答弁いたしましたように、県が年1回実施しており、それに市も同行しておるという状況でございます。立入調査という形式ではなく、企業型保育所を市の子育て支援課が定期的に訪問することにより、交流が生まれ、本市の子育て施策にとっても参考になることも多々あるかと考えております。今後、施設を訪問し、情報交換を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

まさに時代の流れといいますか、企業型保育が全国的にも数多くできてきております。内閣府が推し進める中で今年度についてもかなりの数が出てきておりますので、しっかりと見据え、次代を担うお子さんの安心安全が守れるように、ご協力いただければなと思っておりますので、お願いいたします。

以上にて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。5 番 光根正宣議員に発言を許します。5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

通告に従いまして一般質問させていただきます。今回、市営住宅についてご質問いたします。まず住宅の確保という点におきまして、近年特に高齢者や低所得者、障がい者等の民間の賃貸住宅への入居が断られるケースが少なくないと言われております。またネットカフェ難民なども社会問題化されております。借りる側の経済的な問題や、保証人等が確保できないなどさまざま、貸す側も高齢者の孤独死、家賃収入に対する不安などがあります。このように住居の確保に苦勞されている方を、ハウジングプア、住まいの貧困とも呼ばれております。

そこでまず低所得者に対する住宅のセーフティネットとしての位置づけである市営住宅についてお聞きしたいと思います。まず市営住宅の現状について、市営住宅の管理戸数及び入居の状況はどのようになっていますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

平成 30 年 2 月 16 日現在でお答えいたします。本市市営の住宅団地は 69 団地、管理戸数は 4419 戸となっており、その内入居戸数は 3413 戸で、空き家戸数は 1006 戸となっております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

4419 戸のうち、空き家が 1006 戸ということで、空き家率は約 23%、4 分の 1 に近い空き家があるということですが、どのような状況で空き家になっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

空き家の内訳につきましては、1 つ目に、建てかえ計画等によって公募を停止している空き家が 464 戸。2 つ目に、補修を実施することで公募対象となる空き家が 469 戸。3 つ目に、宅内死亡や不正退去等により家財道具がそのままになっているなど、多額の補修費用などがかかる公募対象の空き家が 48 戸。4 つ目に、特殊な事情や近隣トラブル等によって公募に出せない空き家が 25 戸となっております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

補修の実施することで対象となる空き家が合わせて 517 戸あるということですね。それでは、そうした空き家を対象として入居募集をされていると思うわけですが、入居募集の状況に

についてお尋ねしたいと思います。年に何回か募集を実施していると思います。募集の実施状況はどのようなになっておりますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

現在、年4回の定期公募を5月、8月、11月、2月に実施し、定期公募で流れたものについて、2回の随時公募を6月と12月に実施しております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

募集に対する入居の状況はどのようなになっていきますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

本年度の実績で申し上げますと118戸の公募戸数に対し、申し込みが378件あり、現在入居に向けて関係書類を審査中である2月分を含めまして、入居戸数は53戸となる予定でございます。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

そのうち特定目的住宅の募集状況はどうなっていますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

平成30年2月16日までの特定目的住宅、母子世帯向け、老人世帯向け、障がい者世帯向けの募集状況は、16戸の公募戸数に対し、申込件数は10件あり、審査中であり2月分を含めまして入居戸数は3戸となる見込みでございます。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

先ほどのような説明によりますと募集戸数に対してかなり多くの方が申し込みをされているのに、おおむね5割程度の入居実績しかないということですが、これはどのような理由があるのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

公募を実施しても全く申し込みのない住宅もございますが、申し込みをされ、当選されても、室内などの下見をされた結果、想像していたものと違うか、気が変わったかという理由で辞退をされる方がおられます。また、収入基準などの入居条件を満たせないといった方も一部にはおられます。最も大きな理由といたしましては、本市の市営住宅のほとんどが昭和40年代から50年代に建築されたもので、老朽化が著しく、一度空き家になってしまうと室内の改修工事を行っても建物本体が古いという理由で住民ニーズが低くなることが考えられます。そのため比較的新しく建てられた住宅への申し込みが偏るなどの傾向が見られます。しかし建物が古くても病院が近いとか、歩いて買い物に行けるとか、高齢者にとって生活するのに便利な立地条件の住宅は、倍率が低くても、それなりの入居はあっております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

次に市営住宅の設備等についてお尋ねいたします。市営住宅には居住に必要な設備が整っていると思いましたが浴槽や風呂釜は持ち込みになると聞きました。どのような住宅にどのような設備が整っていて、どのような住宅に整っていないのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

平屋、2階建て住宅は、汲み取り式トイレになっており、浴槽、風呂釜は持ち込みになります。高層、中層、低層住宅は水洗トイレ、風呂が完備されております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

先ほど市営住宅のほとんどが昭和40年代から50年代に建築されたと言われましたが、現在、居住されている方のうち、いわゆる高齢者、65歳以上の単身世帯、または65歳以上の方で構成されている世帯は、全入居戸数に対して、それぞれ何%を占めていますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

平成30年2月19日現在、65歳以上の単身世帯が、入居戸数3413世帯のうち1056世帯で約30.9%。65歳以上で構成されている世帯が、387世帯で約11.3%で、合計1443世帯で約42.3%でございます。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

約1400世帯、約40%が65歳以上の方のみで構成されている世帯ということになりますが、昭和40年代から50年代に建築された住宅で高齢者が住んでおられるところもあると思います。そういった住宅で、バリアフリー化や耐震化されていない住宅の対応はどうお考えですか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

バリアフリー化や、耐震化されていない住宅につきましては建てかえや改修等を視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

新しい住宅に申し込みが集中する傾向にあることは理解できます。しかしながら、古い住宅であっても、管理している以上は、少しでも多くの方に入居をしていただくことで家賃収入にも繋がるのだと思います。では、空き家住宅は空き家のまま放置しておくつもりなのか、もしくは何らかの手だてを考えているのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

空き家住宅につきましては、公募できるものはしていきたいと考えておりますが公募できない空き家や公募しても希望者がいない空き家についても管理費がかかることから、用途を廃止していくことも検討しております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

管理する住宅について今後どのように取り組んでいくお考えなのか、教えてください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

平成24年3月に策定いたしました公営住宅等長寿命化計画では、当時の管理戸数4458戸を平成33年度までの10年間で約400戸削減し、4千戸とする目標を掲げておりましたが、5年が経過したことから現在見直しを行っており、公共施設のあり方に関する第3次実施計画に基づき当初の400戸削減としていたものを600戸とし、管理戸数3800戸を目標とする予定でございます。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

ではどのような方法で削減されるのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

削減策につきましては政策的な住みかえ、戸建て住宅の払い下げ、建てかえ等を視野に入れ検討してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

削減方法はわかりましたが、現在までの状況を考えますと、この10年間で600戸の削減は難しいと思いますがいかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

かなり厳しい目標数ではありますが、入居者の方々に住みかえ等の相談を行いながら目標達成に向け努力していきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

ぜひともよろしく願いいたします。では市営住宅の管理を民間委託する考えはありますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

市営住宅を指定管理者などの導入による民間等への管理委託につきましては、過去に検討いたしました但、民間事業者等では住宅における苦情や要望への対応などが困難であるとの見解により導入は厳しいものと考えております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

民間委託につきましては、鳥取市や流山市などが実施しているようでございます。詳しい内容は存じ上げませんが、公営住宅法の規制がかかりますが、多くの業務は民間のマンションと類似する部分も多く、民間のノウハウを活用できるとのことでございます。今後調査、研究していただき、今後の市営住宅運営の参考にさせていただきたいと思っております。

それでは民間の賃貸住宅等を市営住宅として活用することについて、お考えをお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

民間の賃貸住宅等の活用につきましては、今後空き家対策とセットで検討してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

それでは市営住宅使用料の収納の状況についてお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

平成28年度の決算で申し上げますと、現年度分は調定額6億521万6600円に対して、収納額5億8468万8070円で、収納率は96.61%となっております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

約2千万円程未納ということになりますが、それでは住宅使用料の口座引き落としの戸数はどうなっていますか。また、残高不足等で引き落としができなかった件数はどれくらいありますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

平成30年1月31日現在、入居戸数3413戸のうち1624戸が口座引き落としとなっております。そのうち口座引き落としができなかった件数は148件でございます。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

この滞納金額を減らしていくために、滞納者に対してどのような取り組みを行っていきますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

現在行っております取り組みにつきまして、ご説明いたします。現年度分は各納期限後、翌月の20日までに督促状を発送しております。また1カ月から3カ月の滞納者に催告書を送付し、4カ月分以上の対象者には最終催告書を送付し、納付を催促するとともに納付の相談に来ていただくよう指導をしております。また、そういった催告書を送付しているにもかかわらず、

連絡がとれない方や、納付の約束をしていても不履行がつづくような方に対しましては、連帯保証人への通知を行い連帯保証人からも本人に催促をしていただいたり、あるいはこのまま滞納が続くようであれば連帯保証人に支払っていただく旨を記載し通知をいたしております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

滞納者に対する法的措置についてはどのようにされていますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

法的措置につきましては、先ほど申しました催告等によっても依然として連絡がとれない場合や納付の約束不履行が続くような場合に行います。最初に、期日までに支払われなかった場合、契約解除を行う旨の通知を内容証明にて送付します。この時点で話ができれば裁判所にて和解や調停を行います。依然として連絡がとれなければ明け渡しの訴訟を行うこととなります。その間にも和解の意思が確認できれば、和解の方向へと進んでまいります。最終的に明け渡しの判決が確定した場合は、その後、裁判所に対し強制執行の申し立てを行い、明け渡しへと進めております。強制執行を行うまでの間に相手からの和解の意思が確認できれば、和解を行っております。なお強制執行につきましては、既に和解や調停により分納を行っている者も不履行が続いた場合には強制執行へと進みます。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

それでは市営住宅には浄化槽の管理費や共有部分の廊下の照明でかかる電気代等の共益費が必要な住宅があります。この共益費の滞納があると聞きますが、この共益費についても市が徴収しているのですか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

共益費が必要な住宅につきましては、入居者の皆様に金額を定めていただき、徴収していただいておりますので市では徴収をしておりません。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

共益費の滞納につきましては市として対応されているのですか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

市営住宅の管理人など入居者の中から徴収をする役目を依頼された方から滞納についてのご相談があった場合は、改善に向け協議を行い対象者に支払いのお願いをしておりますが、市に強制力がないため苦慮している状況でございます。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

以前そういう相談が私のほうにもありましたけども、住宅政策課のほうでしっかりと対応していただきまして解決いたしました。このように市営住宅の管理につきましては、今後の状況

等をしっかり把握しながら適正化を図っていただきたいと思います。

続きまして、新たな住宅セーフティネット制度について伺います。今般、民間の空き家、空き室等を活用して高齢者、低所得者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設など、住宅セーフティネット機能を強化するための「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成29年10月25日に施行され、新たな住宅セーフティネット制度が創設されております。この法律は平成19年に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、賃貸住宅の供給の促進を図り国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的としていますが、今回改正された制度の概要を教えてください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

今回改正されました住宅セーフティネット制度の概要でございますが、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する住居支援の3つの大きな柱から成り立っております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

それでは住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度については賃貸住宅の賃貸人の方は住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として県や政令市、中核都市に登録することになると聞いておりますが、具体的に住宅確保要配慮者について、どういう方々なのか教えてください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

住宅確保要配慮者とは、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、新婚世帯、被災者世帯、外国人世帯などとなっております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

この制度は住宅確保要配慮者に対する居住支援と考えますが、本市の居住支援について教えてください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

本市の居住支援制度といたしましては、都市建設部住宅政策課が所管します住宅促進転入者マイホーム取得奨励金制度、及び住宅リフォーム補助金制度となっております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

この法律では地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、居住支援団体等は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅協議会を組織することができるとあります。いわゆる居住支援協議会をつくることのできるということですが、この居住支援協議会は住宅セーフティネット制度における登録住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者の入居円滑化の取り組み等に対して補助を行うとあります。福岡県や県下各市の加入状況を教えてください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

加入状況につきましては、福岡県、政令市の北九州市と福岡市、大牟田市となっております。今のところ、本市も含め近隣自治体及び中核市であります久留米市も加入していない状況でございます。加入の必要性につきましては、今後、他市の状況などを参考に検討してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

本市は加入していないとのことですが、県や県内他市の状況について伺います。先ほどご答弁いただきました新たな住宅セーフティネットの支援の1つである住宅確保要配慮者向け賃貸住宅、いわゆるセーフティネット住宅の登録については、福岡県、北九州市、福岡市、久留米市が登録されたとなっておりますが、その登録状況を教えてください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

セーフティネット住宅の登録につきましては、平成30年2月1日現在ではありますが、福岡県では登録がないとのことでございます。九州では熊本県に1戸、全国的には116戸の登録となっております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

市として地元不動産業界との協議は行っていますか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

現時点では行っておりません。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

福岡県内では登録はないということですが、もう一つの支援である登録住宅の改修や入居者への経済的な支援については地方公共団体による改修補助ができると聞いていますが、登録がない時点では本市では支援できない状況であると考えています。それでは3つ目の支援について、住宅確保要配慮者に対する居住支援では、県が居住支援を行うNPO法人等を賃貸住宅への入居に係る情報提供、相談、見守りなどの生活支援、登録住宅の入居者への家賃債務保証等の業務を行うことができる、いわゆる居住支援法人として登録できるとありますが、この指定状況を教えてください。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

福岡県では現在8つの法人が指定されております。筑豊地区では宮若市の一般社団法人そーしゃる・おふいの1法人が指定をされております。

○副議長（佐藤清和）

5 番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

NPO法人や社会福祉協議会との協議は行っているのでしょうか。また今後、飯塚市でそのような施設を希望されている方への対応はどのようにお考えですか。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

各団体との協議は現時点では行っておりません。都市建設部では居住支援法人に係る要望などを把握できておりませんので、関係部署との協議を行い検討してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

わかりました。ありがとうございます。今後どのような、この制度につきまして対応をとられるのか、お考えをお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

都市建設部次長。

○都市建設部次長（今井 一）

今後につきましては、福岡県においてもセーフティネット住宅の登録がされていくと思われます。住宅セーフティネット制度は空き家などを有効に活用し、機能強化を図ることも目的の一つでありますことから、空家等対策計画への位置づけも必要だと考えておりますが、関係部署と連携し地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を把握した上で、政策の検討をしてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

最後になりますけれども、日本賃貸住宅管理協会というところが一昨年末から昨年の初頭にかけて賃貸住宅の大家さん約36万人に行った意識調査があります。これによりますと、高齢者の入居に拒否感があると答えた割合は60.6%でございました。また現実には、高齢者の入居を制限されているところもあるようです。人口減少に伴い公営住宅も削減されていきます。逆に空き家、空き室がふえ、高齢者の割合も増加してまいります。財政事情が厳しい地方の自治体が、この住宅セーフティネットとしての取り組みとして公営住宅に依存するには限界があります。この新たな住宅セーフティネット制度では、民間の空き家を活用し、住まいを確保することが困難な高齢者、障がい者、子育て世帯等の要配慮者に対する入居を支援する制度で、もう既に去年から始まっております。全国的になかなか進んでいないようでございますが、これは空き家対策とともに、福祉、高齢者政策でもあると思います。しっかり福祉部局や不動産関連業界とも協議していただき、福岡県をリードしていくつもりで取り組んでいただきますよう要望し、私の質問を終わります。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。１１番 永末雄大議員に発言を許します。１１番 永末雄大議員。
○１１番（永末雄大）

それでは質問させていただきます。よろしくお願いします。今回は財政の健全化についてということで質問させていただきます。最初、同僚議員のほうからも先日からたくさん質問がっておりますけれども、財政見通しについて聞かせていただきます。

最新の財政見通し、今回、本当にたくさんの質問が行われているんですけれども、既に紹介のほうもっておりますが、この財政見通しについては、平成２４年度、平成２７年度と示されてきました。私はその都度、１０年先の財政危機、すなわち大幅な単年度赤字と基金の枯渇の危険性というのを訴えてまいりました。しかし、そうした見通しがあったにもかかわらず、行政は抜本的な対策を欠いた予算を上程され、そして、議会のほうもそれを認め続けました。私はこの市役所の新庁舎建設でありますとか、鎮西小中一貫校の１００％落札に関しては反対の立場をとってきましたし、中心市街地活性化事業につきましては疑義を呈し、前市政における合併特例債の乱用を見直すように提言を繰り返してまいりました。しかし、財政見通しは悪化をし続けまして、今回の見通しにおきましては、ついに財政調整基金と減債基金の年度末残高が１０年後に１９億円まで減少するという予測が出るに至りました。しかも、先日までの質問からも明確になりましたように、この厳しい見通しにすらまだ含まれていない歳出があるというふうな答弁がございました。行政をチェックすることが仕事であるにもかかわらず、このような事態を招いてしまったということに対しまして、議員の一人として、まずもって自分の、みずからの至らなさを感じております。決して行政サイドだけにその責任の全てがあるわけではないというふうに思います。予算を認め続けてきた議会にも同じような責任がございました。ですので、今回は財政見通しのような将来像にならないために、自分なりに考えた財政健全観を示したいと思いますので、どうぞご答弁のほどよろしくお願いします。

まず、今回の財政見通しは平成２７年に公表された財政見通しと比較して悪化をしておりますけれども、その主な要因について分析のほうをされておりましたら、お示ください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

財政状況の悪化の主な要因ということでございますが、通常分の歳出面におきまして、労務単価の増に伴う物件費や維持補修費等の増、歳入面におきましては、扶助費等における普通交付税算入割合の変化に伴う普通交付税の減等により赤字が増加しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

平成２５年に示されました飯塚市第二次行財政改革大綱によりますと、平成３５年度、２０２３年度時点で財政調整基金及び減債基金積立残高を標準財政規模の約２０％程度の６４億円以上とするとされております。しかし、今回公表されました財政見通しにおいてはそれを下回る数字が出ております。この差が生じたことについて、分析のほうをお示ください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

平成でいきますと平成３５年度でございますが、２０２３年度におけます財政調整基金及び減債基金の年度末残高は５８億７千万円となると推計しておりまして、目標と比較しましてマイナス５億３千万円となると見込んでおります。その要因につきましては、ただいま申し上げました答弁と重複はいたしますが、通常分の赤字額の増加と特別事業分の影響が主な要因であろうかと分析いたしております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

私はこの行革大綱を読んだ際に64億円という数字が示されておりましたので、この数字が最低ラインなのだろうなというふうに認識しておりました。そのための行革の実施計画を立てていらっしゃるんだろうなというふうに思っておりました。しかし実際には、そこでとどまらずに、40億円以上下回る19億円という数字が出てしまっています。基準年次の違いはあるにせよ、これは今までの行革のやり方だけでは財政再建が不可能だということを証明しているのだと思います。

では、決算等においては経常収支比率や健全化判断比率などの財政指標によって市の財政状況を判断していると思うんですけども、今回公表された財政見通しに基づいて、これらの財政指標を算定し、把握するといったような作業はしておりますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

財政見通しにおいては、決算見込額を基準額として設定し、把握可能な特別事業を加える手法で推計をいたしております。経常収支比率や健全化判断比率につきましては、決算分析により算出されるものとなっておりますことから、事業費や事業実施時期が変動する等不確定要素が存在する場合、財政見通し上での分析を行うことは困難であると考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

それは結局、今後の財政運営に関しましてはやってみなければわからない、結果が出てみなければわからないというふうなものと同じ意味かなと思います。財政見通しで示されておりますけれども、実際にはもっと厳しい数字で財政運営がなされるかもしれないということも想定すべきだと理解いたします。このようなことから、私は今回公表された財政見通しについて大変な危機感を感じておるんですけども、市として今回の財政見通しに関して、どのように認識されておるのか、先日から繰り返しになるかもしれませんが、再度答弁のほうをお願いします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

財政見通しにつきましては、先般から質問が多く出されております。この財政見通しは通常分と特別事業分に分かれておりますが、この通常分につきましては、行革効果等を反映させた結果、2024年度には黒字化が可能であると推計しておりますが、特別分につきましては相応の一般財源が必要となりますので、全体としては赤字の状況が続く見込みとなっております。このような財政状況の中、当分は基金を取り崩して財政運営を行っていくこととなりますが、今後も、それ以降も基金を取り崩して財政運営をし続けるということは厳しい状況にあるという認識を持っております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

厳しい認識を持っていらっしゃるということで、現状の認識は一致しておるかと思うんですけど、ここで問題なのは、やはり後はそれをどうやって、具体的にどういったことをやって、10年後に見通しのような未来にならないためにどう行動していくのかという部分かと思いま

す。その際にまず、きょうちょっと片峯市長はいらっしゃいませんが、今までの延長線上には財政健全化という道はないのではなかろうかというふうに思います。あれだけ厳しい行革を行ってきた上でこういった見通しが出ているという部分に関しましては、やはりその部分をまず認識していただきたいと思います。すなわち、マインドを大きく変えて、思い切ったチャレンジをする必要があるわけです。まさに市長が掲げられていたチャレンジ元年とすべきです。まずもって、そのようなトップの方のチャレンジへの意気込みというのが欠かせないわけですが、市長いらっしゃいませんけれども、副市長のほうでそのような意気込み、聞かせていただけますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

質問議員言われますように、チャレンジ元年、市長申しておりますように、何事にも挑戦していくという元年にしていきたいと思っております。不必要な事業につきましては当然やめて、新しい事業を行っていくと。必ず新しい事業をする際には、前の事業を検証しながら、二重な事業にならないように、それとできるだけ補助金を活用していくとかいろいろな面で財政運営を見直しながら健全財政に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

手法に関しましても触れていただきましてありがとうございます。ぜひ市長、副市長ともにチャレンジ元年という意気込みで新しいことに大きくかじを切って取り組んでいただきたいと思います。財政健全化に関しまして必要なことは大きく2つあるかと思います。すなわち歳出の見直しと歳入の確保です。今回は、歳出の見直しにつきましてはS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）と、歳入の確保につきましてはふるさと納税について触れたいと思います。

それでは、S I Bのほうにつきまして、聞かせていただきます。まずこのS I Bについて、導入を進めている自治体がふえてきているというふうに聞いておるんですが、その仕組みと導入する理由及び目的についてお示してください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

S I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）とは、行政、事業者、民間資金提供者等が連携をして、社会的課題解決に取り組む新しい手法でございます。特に、従来のようにサービスを提供するだけでなく、社会的課題が解決されたのかを第三者が評価し、その評価に連動して支払われる成果報酬型の仕組みが大きな特徴となっています。このような新たな仕組みを自治体が導入する背景としては、行政活動に対して成果や評価が求められる中で、行政内部の知識、経験では手詰まりとなっている分野ができているということ。さらには、現在の固定報酬型業務委託では成果指標を設定していないために、非効率、非効果的であったとしても、また逆に予想以上の成果を上げても、委託料は同額であることから市民サービスの向上につながらないことが一般的に言われています。そのため、S I Bを導入することで成果を可視化し、その成果に応じた支払いが行われることで行政サービスの質を高めること。また、市民に対してより透明性の高い説明責任を果たすツールの1つとなることが期待されております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

それでは、S I Bの効果と課題、今わかっている部分で構いませんけれども、認識されている部分で答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

効果としましては、成果が創出されるほど対価が大きくなることから、事業者に対する主体的な取り組みへの動機づけとなり、結果として、地方公共団体は高い成果の創出が期待できます。また、民間が保有する手法や視点を取り入れて実証実験に取り組み、そこで得られた成果を把握、分析することによって、より効果的な手法の検証を行うことができます。そのほか、予防的な事業に取り組むことで行政コストの削減が見込まれることなどが挙げられます。一方、課題としましては、元本割れのリスクを負う仕組みのため、資金提供者が限定されることです。また、資金提供者へのリスク軽減のためには、目標達成に向けた事業の進捗管理が重要となりますが、そうしたノウハウを蓄積した第三者評価組織は少なく、事業者を適切に監督できないことが懸念されます。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

課題のほうもまだあるということではありますけど、やはり成果指標を取り入れるということと、予防的な事業にこういったものはきちんと当てはめることができるのではないかといいところで、非常に取り組む意義があるのではなかろうかと思うんですけど。少し、現時点で全国的に行われている取り組み等がございましたら、具体的な部分を把握したいと思いますので、その取り組み状況、その成果等、わかっておりましたらお示してください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

日本初の取り組みとしては、八王子市と神戸市が取り組んでいます。八王子市の取り組みは、国保対象者のうち、大腸がん検診未受診者と要精密検査となった方に対して受診勧奨を行い、大腸がん検診受診率及び精密検査受診率の向上、早期がん発見に取り組む事業を行っています。また、神戸市の取り組みは、糖尿病性腎症等の患者のうち、未受診者及び治療中断中の方に対して受診勧奨を行い、食事療法等の保健指導を実施することで、保健指導プログラム終了率、生活習慣改善率、腎機能低下抑制率を向上させ、人工透析への移行の抑制に取り組む事業を行っています。いずれの事業も予防という観点から市民の健康寿命の延伸を目的に取り組むものであり、市民の生活の質の向上や治療に係る医療費の適正化を行う事業となっております。なお、こうした取り組みは幾つかの自治体で、保健、医療分野を中心に実証的に取り組みが行われていますが、まだ始まったばかりであり、今後具体的な成果が報告されるものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

私がこのS I Bに着目したのは、まさにこれからの超高齢社会におきましては、予防という視点が行政にはますます求められるのではなかろうかと考えておるからです。あくまで傾向としてでございますけれども、年齢を重ねることで病気になったり、けがをして入院をしたり、認知症を発症して、今までできたことができなくなったりということが起きる確率が高まります。そして、高齢化率と比例してその発生率が高まっていきますと、当然、医療費、介護費、扶助費などに直接はね返ります。歳出総額というのを減らせれば一番いいんでしょうけれ

ども、これからの超高齢社会において、また、さまざまなインフラが老朽化して更新期を迎える。そういった社会の中におきまして、歳出を減らしていくというのはかなり厳しいのではなかろうかというふうに感じております。となりますと、歳出に関しましては、減らせられればいいんですが、私としてはスタンスとして、せめて拡大するスピードをできるだけ抑える、緩和させるというスタンスに立って、加えて行政サービスの質を落とすことなく、本当に受ける必要がある方が受けなくていいというふうなことになるように、サービスの質は落とすことなくやるべきだというふうに思います。そのような視点から、今回、このS I Bに着目をしておるわけですが、今後、本市において取り組みを検討すべきかと思うのですが、そのあたりどのように考えられておりますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

S I Bは人口減少、少子高齢化等に伴う社会的課題への対応を行うため、さらには行財政改革の観点からも事務事業の効率化等に活用できる制度という認識を持っておりますが、官民連携の取り組みにつきましては課題やリスクもさまざまであることから、市としては、導入するにはまずはガイドラインの整備など、市として官民連携の考え方を整理することが必要と考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

ぜひ整備していただきたいと思うんですが、大体いつくらいに整備をして、着手したいというふうに考えられていますか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

29年に入りまして、幾つかの、こういった進めているところから話を聞いておりますし、それについて内部でも今検討しております。30年とはとにかくこれを研究していきたいというふうには考えています。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

私、今回質問の中で、この流れとしては財政健全化というふうな流れの中で話をさせてもらっております。当然、最初にその見通しの厳しさというのをまず一緒に認識していただいたんですけれども、そのような状況において、健全化にはまず歳出の抑制、それと歳入の確保というふうな方向性を示しておるわけですが、その中でも、減らすには難しいにしてもやはり抑制をしっかりしていかなければいけないという部分に関しては、行政としてもしっかりと納得していただけるのではないかなと思うんですが、やはり検証する、検討するという時間は必要でしょうけど、このあたり、いつぐらいまでにしっかりと導入するというのを決められて、明確にされて取り組むべきではなかろうか。そういった、後に引けないと言いますか、そういった状況にあるのではなかろうかと、財政見直しを見る限りでも思うんですけど。そのあたりを踏まえまして、再度答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

今、先ほどからお答えしております。成果がある反面、課題も幾つか、これ今、きょう例示

しました以上に課題はまだいろいろあるというふうには、先進地の事例でもあります。こういうものをクリアしないといけないので、いつということは、明言はちょっとできませんが、なるべく早くこの導入に向けて進めていきたいというふうには思っております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

ぜひ、検討して終わりましたというふうな形にならないように、しっかりと具体的に詰めていっていただきたいと思います。

それでは、歳入の確保、寄附金について聞かせていただきます。今まで申し上げましたように、歳出に関しての削減というのが困難であるというふうにするもしましたら、財政健全化の鍵というのは歳入の確保という部分にかかっております。歳入には自主財源も依存財源もあるわけですが、当然に私は以前から自主財源の確保という部分を強調しておりますので、ここを目指していくべきだと思います。国とか県に頼るという意識は捨てて、ぜひ自主財源をどうつくっていくかということを意識していただきたいと思います。この点に関しまして、過去にも一般質問の場で土地利用の活性化による市民税、固定資産税の確保策というのを提言してまいりました。しかし、本市の財政健全化というのは一刻を争う事態になっておりますので、その要求に応えられる自主財源の確保策としてふるさと納税を取り上げたいと思います。以前から、私、このふるさと納税に関しましては委員会とかこういった場におきましてもしっかりと取り組んでいってほしいということで、そういう立場で質問をさせてもらってきたんですが、まず、先日までの質問のほうでもあっておったかと思うんですが、再度確認させていただきたいのは、平成28年度のふるさと納税の寄附状況につきまして、寄附件数と寄附額、それとふるさと納税という入ってくる部分というもののばかりが着目されますけれども、出ていく経費部分についてもあわせてお示しください。また、本市に寄附をしてくれた方がどこに生まれている方、居住地、どこに生まれている方が寄附をしてくれたのか、そういった部分の把握等ありましたらお願いします。それと、あと29年度、途中ではありますが、その途中経過で構いませんのでお示しください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

昨日の答弁と一部重なりますが、本市のふるさと納税、平成20年度から事業を実施しておりますが、ご質問の平成28年度の額でございますが、件数にして1万1203件、寄附額1億7605万円となっております。

逆に出のほうでございますが、歳出でまず記念品料、返戻品の金額が平成28年度で5838万円、手数料で2606万円、印刷製本費、通信運搬費、広告料、消耗品等の事務費が649万円、人件費を除きます事務経費そのものを合計しますと9093万円というふうになっております。

それから2つ目の、本市への寄附をされた方の状況でございますけれども、大きいほうから都道府県と金額を申しますと、1位が東京都、金額にして4597万5千円、率にして26.6%。2位が神奈川県で、金額にして1984万円、率にして11.3%。3位が大阪府、1404万円、率にして8.2%。4位愛知県、額が1185万円、7.4%。5位が埼玉県で995万5千円、率にして5.8%でございます。

ちなみに県内の額で言いますと、964万円で、率にして3.6%。今申しました総計で言いますと、大体関東と関西で総額の70%を占めている状況でございます。最後に平成29年度の状況でございますけれども、お礼品の拡充等でふえておりまして、平成30年1月末時点で件数2万9996件、額にして4億8431万円というふうな状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

福岡県の額が違う。

○市民協働部長

福岡県の実績、964万6千円でございます。率にして3.6%です。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

まず、加えてお聞きしたいのが、先ほど歳出のほうもお示しいただきましたが、歳入に対する歳出の経費率がどのくらいになっておるのか。それと、実際、本市のほうで受けましても、当然、本市の市民の方もふるさと納税を他の自治体に行っておられるかと思うんですけれども、その部分もあわせてわかりましたらお示してください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

平成28年度の実績で寄附額1億7605万円で行いましたが、総経費が人件費を除き9093万円で行います。歳出の経費率は51.7%になっております。それから市民の方々が市外へ寄附された金額で行いますが、税務当局に確認しますと、寄附額の総額につきましては把握はできますが、そのうち一般寄附、ふるさと納税に係る寄附等の内訳は把握できていない状況で行いまして、寄附控除の総額につきましては約3100万円という口頭での回答を受けております。したがって、ふるさと納税の金額そのものも、割合的には把握できておりませんが、その内数になるものというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

経費率が51%ということで、実際、本市のほうで市民の方が行っている分というのは正確につかめないけれども、それを含めた部分でも3100万円くらいというふうなことかと思っております。平成29年度に関しましては、途中経過ではございますけれども前年度から約3倍にふえております。最終的に5億円の寄附があると仮定しまして、先ほどの経費率5割で計算しますと、本市に残る分としましては2.5億円という自主財源が残る計算になるかと思っておりますけれども、この28年度から29年度、3倍にふえているんですけれども、このふえた要因について、担当として分析されておりますか。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

ふるさと納税の見直しにつきましては、平成27年度から大きく動いておりますけれども、まず1点目が、申し込みの方法でございます。導入当時は窓口での受け付け、ファクス、郵便のみで行っていましたが、平成27年度12月からふるさと納税サイトを導入いたしております。その窓口も27年の12月にはふるさとチョイス、平成28年の12月には楽天サイト、平成29年の6月にはさとふるサイトを順次立ち上げまして、3つのサイトを設定して、その比率、全体的なサイトからの納入につきましては、ほぼ9割がこのサイトからの申し込みとなっております。

次に、支払い方法でございますけれども、当初は現金納付、銀行振り込み、郵便振替のみで行っていましたが、寄附者の利便性の拡大のために平成28年度当初よりクレジット決済、これを導入しております。また、平成29年度からはコンビニ決済、携帯での支払い、ペイジー決済、ネット決済でございますけれども、導入をさせていただいております。それから一番

大きな要因でございますけれども、返品品の拡充に努めております。当初3品目から10品目であったものを、地産品、地域の加工品、サービス等を中心に随時拡充に努めまして、当初3品から11品であったものが、平成30年1月末時点でございますけれども、登録事業者数61社、登録商品数422件、このような方法で改善を進めまして、寄附額が年々増加している状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今、3倍にふえた部分の分析を独自にされている分の紹介をいただいたんですが、まとめますと、サイトをふやしたという部分と、決済方法をふやしたという部分と、返礼品を充実させたという3つの部分でふえてきているというふうなものがふえた要因かというふうに思います。1年間で3倍にふやすというのは本当に大変な仕事だったのではないかと思います。本当にご苦労さまというふうに言いたいと思います。

しかし一方で、全国に目を向けますと、さらにとんでもない成果を上げている自治体が多々あるんですけれども、マスコミ等でも最近かなり広く宣伝されていますのでお聞きの部分もあるかと思うんですが、全国と近隣の自治体の、特に際立って成果を上げているところの状況、及び全国のふるさと納税全体の市場規模と言いますか、その推移についてお示してください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

総務省の報告によります平成28年度決算上の全国上位の自治体の寄附状況について、全国と県内とご説明をさせていただきます。1位でございますけれども、宮崎県都城市、ここは人口16万人でございますが、額が73億3116万円。2位が長野県の伊那市、人口6.8万人、金額にして72億469万円。3位が静岡県焼津市、ここは人口14万人でございますが、51億2128万円となっております。

次に、県内の上位3自治体の状況でございますけれども、1位が久留米市、人口30.6万人、金額にして20億1430万円。2位が隣の福智町、人口2.3万人、額にして13億7193万円。3位が春日市、人口11.3万人で、額が6億9500万円となっております。ちなみに飯塚市の状況、28年度の状況では全国で337位、九州圏内で82位、県内で12位という状況でございます。国が示しています全国での状況でございますけれども、調査によりますと、過去3カ年で申しますと、平成25年度が145億6千万円。平成26年度が388億5千万円。平成27年度が1652億9千万円。平成28年度が2844億1千万円と、年々ふえております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

まずもって本市とほとんど変わらない、むしろ人口が少ないところが本市の10倍、それ以上の額を集めておるというところにまずもってちょっと驚きがあるんですが。先ほど総務省の発表したふるさと納税の全体規模なんですが、まだ28年度の段階で2844億円ということで、これは参考資料にはなるんですが、市場規模としては、国が捉えている市場規模としては2兆4千億円ぐらいが全国の市場規模ではなかろうかということで予想されておるようなので、実際、このふるさと納税の市場のまだ1割程度しかこの制度が活用されていないそうです。ということは、まだまだ伸びしろがあるというふうな部分がまずもってあるかと思うんですが、福智町ですね、先ほどありましたけれども、近隣の福智町に関しましては人口2.3万人で13億円の寄附を集めています。今年度途中経過ですけど、ちょっと聞くところによりますと大

阪府の泉佐野市というところが130億円ぐらい集めているらしくて、そのうち実際に40億円ぐらいが市に残る計算になるそうです。ちなみにこの自治体の人口は10万人で、財政規模は本市よりも小さいです。そして、泉佐野市というのは、平成26年度に泉佐野市が集めていたふるさと納税の額というのは4.6億円だそうです。ということで、3年後の29年度に130億円ということで、とんでもないスピードでふえていっております。先ほど紹介いただきました、28年度に全国1位となった都城市につきましても調べてみますと、平成26年度、2年前の寄附額が約5億円ということで、たった2年で70億円を超えるような寄附を集めているということで、現在本市が今年度5億円ぐらいを見込んでいるということなので、2年後、3年後、非常に期待できるのではなかろうかというふうに思うわけですけど。

このように多くの自治体がふるさと納税により、財政状況を改善させておられると思うんですが、本市におきましても今まで頑張ってきたと思うんですが、この財政健全化というのを目標にして、達成できる規模を目指して早急にやるべきだと考えるのですけれども、今後の展望についてお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

今後の展望ということでございますけれども、先ほど言われますとおり、半分弱は市の一般財源になります。市の収入財源の確保はもとよりでございますけれども、地域商品の流通量の増加、商品やサービスの消費拡大等によります経済効果、また、新たな雇用の創出、別にまたパンフレット、SNS等によります情報発信等によるシティプロモーションの効果などが期待をされます。返礼品の競争が激化しておりますが、総務省も指針を出しておりますけれども、遵守の上、引き続き新たな商品の開発、掲載サイトやSNSによります情報発信、首都圏でのPR等、積極的な事業展開をしまして、まちづくりと地域活性化のため、ふるさと納税の事業にさらなる拡充を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

当然、進めていただきたいのですが、やはり問題はどのような規模で、いつまでに達成していくのかという部分を聞きたいわけです。当然、いろいろな成果を上げている自治体がありますので、そういったところに視察に行かれて、勉強されてというふうなものは必要かと思うんですが、まずもって地元のそういったものを生かすというところで、観光協会とか、商工会、商店街とか、道の駅等が返礼品の開発でありますとか、ブランド化、配送と商品の取りまとめとか仲介を行っている自治体もあるというふうに聞いています。地域の商業、観光団体の協力を得て、このふるさと納税、先ほどこういったことでやっていきますという話がありましたけれども、そういったものを含めまして、一体的にPRされたらどうかというふうに思います。総務省の指針もありますので、改善や工夫すべき部分があるかと思うんですけれども、このふるさと納税制度はまずもって流通量の拡大、それと雇用の創出、また、シティプロモーション効果、それと地域経済の活性化というのが図れる本当にすばらしい制度だと思います。実際に担当課の方から聞きますと、ほかの、よその自治体で大きな規模でやっているところというのは、本当にこの制度自体悪いところはないと。本当に地域にとってもいいし、財政も健全化されるし、なお、職員の意識の向上というのもすごく図られているというふうなことを言われていました。

また、個人のふるさと納税に加えまして、企業版のふるさと納税というのができています。これに関しては今後の検討課題にはなるかと思うんですが、東京都の青梅市でありますとか、岐阜県の海津市、石川県の小松市、大分県宇佐市などが観光施設の整備及び振興を図るため、

青森県むつ市では市の子育て拠点施設の充実を図るため、高知県では子ども食堂の開設とか運営助成を行うため、北九州市では奨学金返還支援事業を行うためにこの企業版ふるさと納税というのを活用するという自治体がふえておるようです。この部分に関しまして、当然、今後検討と一緒に、あわせてしていただきたいんですけども、まずもって先ほどの今やっているふるさと納税、この部分、しっかり取り組んでいただきたいと思うんですが。先ほどの質問の最初の流れからになりますけれど、10年後、本市も基金が枯渇してしまうわけです。予算が組めなくなる可能性もあるという答弁もございました。その中で体育館を建てかえて、卸売市場の移転をさせて、筑豊ハイツの建てかえも行って、音楽大学の新設を行って、抑制してもふえ続ける可能性があるさまざまな歳出項目もございます。そのような中でやるべきことは明確ではないかと思うんですが。一方で、このふるさと納税という制度、また市場規模は1割ぐらいというふうな話もさせてもらいましたが、これだけ小さな規模の自治体がこれだけの額を集めているという状況は通常の状況でもないかなというふうに感じる部分もありますので、この制度が未来永劫いつまでも続くというふうにも思いません。となると、まさにチャレンジ元年に思い切って、迅速にこのふるさと納税の拡大、爆発的な拡大を私は目指すべきだというふうに考えるんですけども、副市長、どう思われますか。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

先ほど担当部長が答弁いたしましたように、ふるさと納税事業を推進することによりまして、市の収入の財源の確保、地域商品の流通の増加等、経済効果も図れますし、雇用の創出等いろいろな面で相乗効果、波及効果も大きいものと考えております。関東、関西の寄附金が多いということで先ほど答弁がありましたけれど、関東、関西、それから中京地区におきまして、地元高校の同窓会等がっております。また、福岡県の県人会等も行われております。そういうところに、当然現在も出向いて行っておりますが、市長みずからトップセールスとして出向いて行っていただきまして、ふるさと飯塚に納税したいというような機運を高めていただきながら、積極的にこの事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご支援のほどをお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

ぜひお願いしたいと思うんですよね。以前も、前市長に対しまして私は提案を差し上げました。このふるさと納税をやりませんかというところで。ただそのときに懸念されていたのが、本当に規模を求めるのであれば、地場のものだけではなくてよそからものを仕入れてそれを売るといふようなことも必要になってくるので、それが、行政がやるべきことというのでどうなんだというふうなところを、ちょっと話をした記憶があるんですが。ここに関しましては、どうするのかというところの選択になってくるかと思うんですけど、一方でずっと申し上げているように、10年後、基金が枯渇するわけですよね。その状況というのを見ますと、選択というのは定まっているのではなからうかというふうに思います。その規模というのもどのぐらいの規模でやっていかなくはいけないかというのもわかるかと思います。実際に20億円、10年後に切りますので、実際に今150億円ありますけれど、130億円なくなっていくというところで、私はそのふるさと納税、本当に頑張れば、下手したら基金を取り崩すことなく、10年後、やっていける可能性もあるのではないかなというふうに思いますし、むしろ基金を取り崩した予算編成ということ自体が基本的にはないものだと思っていますので、当然、それを目指すべきだと思います。ぜひそういった視点でこのふるさと納税に強烈に取り組んでいただきたいと思います。やはりそのときに、市長、副市長のトップダウンの大きなところも必要

でしょうけれども、担当職員の皆さんの頑張りというのが一番かと思います。お話聞きましたら、担当課の方もしっかりと頑張っていくというふうな意思も、私、いただきましたので、そこに関しましては、市長、副市長のほうからしっかりと頑張れということで言われれば頑張りますということで言われていましたので、どのぐらいの規模になるかわかりませんが、ぜひ財政健全化というところに視点を捉えた納税の拡大に努めていただきたいということを強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時01分 再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。6番 奥山亮一議員に発言を許します。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

公明党の奥山亮一です。通告に従いまして、子ども医療について質問いたしますので、よろしくお願いします。まず初めに、子ども医療の現状について、伺っていきたくと思いますが、その前に少し述べさせていただきます。先ほども財政について、10年後の財政基金についてお話がありましたけれども、私が今回質問する内容については、少子高齢社会、子どもが、人口が少なければどのような飯塚市になっていくんだというのを少しお話しさせていただきたいと思います。

本市が打ち出しております、定住化政策の14の対策の1つとしてホームページにも掲載されております、単に子育て世代の経済負担を軽減するだけでなく、急速な少子化を緩やかにする対策でもありますし、各自治体が重点政策に捉えていると考えております。話は変わりますが、先ほどのホームページに載っておりますけれども、定住化政策の最初のページのところで、医療費が平成28年10月以前のものになっておりますので更新をよろしくお願いいたします。先日、片峯市長も施政方針に対する代表質問でも少しふれられておられましたけれども、その中で市長は、平成7年、1995年から本市の人口が減少し、厳しい財政状況、また生産年齢人口の減少で地域経済の縮小についてお話をされております。まさにそのとおりだというふうに思います。生産人口が減少すれば税金収入が減ります。民間であれば、業績悪化ということで、ボーナスカット等ができますけれども、市についてはそうもいかず、やるとすれば各種事業を縮小するというようなことになろうかと思います。例えば飯塚市の中小企業1千社に対し、1万人の従業員の方がおられたとします。これは延べですから商店も企業も含めて、平均約10人の方が働いていたとします。今後、生産人口が8千人に減少した場合、企業数が1千社のまま推移していけば、生産人口の減少で1社当たり8人とか7人になり、業務を縮小せざるを得ません。先日のニュースになった福岡市内の100円バスのようにエリアが縮小になってくると、当然それを利用されるお客さんはますます少なくなっていくというふうに思います。また1社当たりの従業員を10人のまま維持するなら、企業が800社とか700社まで減少します。こうならないように20年、30年先を見据えた対策を打つかが重要になろうかと思います。例でお話ししましたが、実際のデータでお話しますと、平成21年の飯塚の事業所数は6362社でございます。従業員が6万1384人、平均1社当たり9.6人の方が勤めておられます。それが平成26年になると、491社減り5771社になっています。従業員も4103人減って5万7281人、平均9.9人なんですけれども減少しております。2040年を予測しますと、事業所数が1316社減り4455社、従業員が1万3613人減り

4万3668人になります。このように人口減が与える影響は計り知れないものであります。

今回質問する内容は短期で成果が出るわけではありませんが、現在の小学生、中学生の子どもさんが10年、20年後に、どこかで聞いたようなキャッチコピーではありませんけれども、父、母になるなら飯塚市、家庭を持つのは飯塚市、さらに昨日ある課長から伺ったのですが、保育所に入りたければ飯塚市ばいと言われるぐらいにしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。いま対策を講じなければ第2次総合計画で示してありますけれども、2026年に12万3千人どころではなく、2040年に10万4962人まで減少いたします。2040年というと22年後です。現在の小学校6年生ですけども、34歳、中学校3年生が37歳、ことし4月に新規採用される職員の方が45歳。また経済だけではなくて、年金、医療、介護について言えば、これは国全体の数値ですけども、1965年は胴上げ型で10.8人で1人を支えておりました。2015年は騎馬戦型で2.3人で1人を支える。2050年は肩車型で1.3人で1人を支えるというふうになるわけです。これは本市だけの対策で解決ができるわけではありませんが、生産人口をふやすには最低でも15歳から64歳ですから15年から20数年は必要になります。一刻も早く20年、30年、40年先のために対策を講じていただきたいというふうに思います。

前置きが長くなりましたけども、本題に入らせていただきます。まず最初に、本市では平成28年10月から子ども医療費助成制度を拡充されていますが、まずその内容についてお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

本市の子ども医療費助成制度につきましては、平成28年10月からの県制度の改正にあわせ、外来にかかる医療費の助成対象を小学校3年生までから小学校6年生までに、入院にかかる医療費の助成対象を中学校3年生までから18歳に達する年度末までにそれぞれ拡大するとともに、小学生の外来にかかる自己負担限度額を1カ月600円から1カ月1200円に改めております。未就学児につきましては、外来、入院とも自己負担はございません。小学生以上の入院に関しましては、1日500円の7日限度としております。

なお県制度では、3歳児以上には所得制限を設けておりますが、本市では、所得制限を設けず、必要な医療費について助成しているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

口頭でずらずらと言われましたので、ちょっとわかりづらいですが、表にしてみた場合、今までは3年生まで、通院の場合ですけども、今回通院で小学生4年生から4、5、6年、3カ年ですけども、3割負担であったものが助成の対象になっております。今まで1、2、3年生は助成対象になっておりましたので、1年、2年、3年生から見るとよい方に改めるのではなく、負担増に改められたということになります。また入院で見ますと、中学生まで対象であったものが、高校生、18歳まで拡充になっております。高校生まで助成をしている自治体は少なく、よい施策だなというふうに思います。今後通院も含めて拡大をしていただきたいというふうに思います。

次に、子ども医療費助成制度における過去3年間の医療費について伺います。未就学児から小学校1年から3年生、4年生から6年生、中学校1年から3年生、義務教育終了の18歳までのそれぞれの年齢区分ごとについて、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

子ども医療費につきましては、受給者の一部負担金相当額が高額療養費に該当した場合、一旦本市が高額療養費該当分を含めた医療費を医療機関に支払い、後日各保険者から当該費用の返還をしてもらっております。ここでは各保険者から返還される前の助成総額を年齢区分ごと、年齢順に概数でお答えいたします。未就学児につきましては、平成26年度2億8300万円、27年度2億9100万円、28年度3億400万円、小学校1年から3年までは26年度7千万円、27年度6900万円、28年度6800万円。4年から6年までは26年度400万円、27年度500万円、28年度1500万円。中学1年から3年までは26年度40万円、27年度600万円、28年度600万円。義務教育終了から18歳到達の年度末までは28年度のみで200万円でございます。年度の合計につきましては、26年度が3億5800万円、27年度が3億7100万円、28年度が3億9500万円というふうに推移しております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

金額だけ伺いますと、3億5800万円、28年度は3億9500万円とかなり支払いをされているように思いますけれども、このうち飯塚市が払う分は若干、半分近くまで減るのかもしれないけれども、特に多いのが以前から無料になっております未就学児、ここについては26年は2億8千万円、28年度については3億400万円ということでかなりのウエートを占めておりますから、高学年になればなるほどかかる回数も料金も少なくなってくると思いますので、今後、後々ずっとお話しをしていきますけれども、拡充が可能になっていくのではないかなというふうに思っております。特に未就学児は80%を占めておりますので、よろしくお願いします。今回の拡充で若干の増加はあるものの、子どもの健康づくりから子育て支援事業の浸透が少し図れたのではないかと思います。さらに充実していただきたいと思います。

それでは次に伺いますが、過去3年間の同じ年齢区分ごとの通院、入院の件数についてどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

通院の件数につきましては、未就学児が平成26年度13万2千件、27年度13万2千件、28年度14万3千件、小学校1年から3年までは26年度3万5千件、27年度3万3千件、28年度3万4千件、4年から6年までは28年のみで6300件、年度の合計は26年度が16万7千件、27年度が16万5千件、28年度が18万3300件と推移しております。入院の件数につきましては、未就学児が26年度900件、27年度1千件、28年度1300件、小学1年から3年までは26年度70件、27年度100件、28年80件、4年から6年までは26年度40件、27年度50件、28年度50件、中学1年から3年までは26年度3件、27年度50件、28年度50件、義務教育終了から18歳到達の年度末までは、28年度のみで20件で、年度合計につきましては、26年度1千件、27年度1200件、28年度1500件と推移しております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

通院については、新たに小学校4年から6年生までが対象になったわけですが、4年生から6年生で今約5500人の子どもさんがおられます。それからいきますと年2回ぐらいの

受診をされたのかなと。厚労省のデータによりますと、１０歳から１４歳の年齢層の一番受診率が少ないというふうになっております。今回入院は１８歳までというふうに拡大されましたので、その部分で若干金額もふえてきているのかなというふうに思います。

次に、こうした助成制度の実施によって、医療費の増加を招くとして今まで国民健康保険の国庫負担金を減額するという、いわゆるペナルティを課しているというふうに思います。このペナルティというものはどういうものなのか、その概要をお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

国民健康保険制度では、医療給付費等応じた額、またその一部に対して国庫負担金及び国、県補助金の調整交付金が交付されることとなっておりますが、一般的に子どもや重度障がい者、ひとり親家庭等への医療費助成制度など、地方の単独事業の実施によって自己負担が軽減されると、医療費は増加すると言われております。その結果、国、県負担金等の交付額が増加することになるため、国は財源を公平に配分する観点から昭和５９年以降、地方単独事業により自己負担を軽減している保険者に対して国庫負担金等の一定額について、減額調整措置がとられているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

６番 奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

自己負担が軽減されると医療費が病院にどんどんいくというふうなことが言われているというふうにお話されました。本市も子ども医療費助成制度を初めとする地方単独事業を実施しているところですが、国庫負担金の減額調整措置につきましては、公明党が平成１５年２月の参議院本会議で各自治体に人口減少の問題への意欲的、自発的に取り組みを促す観点から、こうしたペナルティを見直すべきというふうに主張してきております。

また、全国知事会や市長会等で地方の６団体から少子化対策に逆行しているとして廃止するよう要望がされ、３０年度からはその一部が廃止されることになっていると思いますが、廃止による影響額はどのようになっているのか、お尋ねをします。また先ほども助成されると医療費が増加するというふうに言われましたけれども、市のほうで助成がこういうふうに広がりましてよ、４年生から６年生まで今まで３割負担だったのがひと月１２００円で通院ができるようになりましたよというお知らせはいいんですが、それと同時に適切な医療機関を利用していたくために、厚労省の＃８０００というのがあります。これは医療が終わった時間、夜とか土日に急な熱だとか腹痛とかを起こしたときに、＃８０００を、これは携帯電話もオッケーなんですけれども、ここを回してどうしたらいいだろうかという相談をする窓口があるわけです。これが平成２７年７月５日より全国で実施されております。診療時間外に子どもの体調が悪くなった場合、様子を見ながら受診行動を考えたいものと、自分で判断が難しいなら小児緊急電話相談事業、＃８０００にかけるのがおすすめですと。＃８０００は厚生労働省の電話相談事業で子どもの症状を伝える小児科医や看護師などの医療専門家が相談に乗ってくれて、あすの朝まで様子を見ても大丈夫ですよ、すぐ病院に行ったほうがいいですよというアドバイスをするわけです。ただ単に助成をふやすのでなくてこういう教育といいますか、そういうのもお父さん、お母さん、保護者の方にやる必要があるのではないかというふうに思いますので、興味がありましたら本市もこの＃８０００をどんどんアピールしていただきたいと思います。先ほどの廃止による影響額のあとにちょっとつけ加えましたけれども、影響額についてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

質問議員が言われますように、国は地方団体等からの要望を受け、地方単独事業による医療費助成制度について、少子化対策の観点から平成30年度以降は全市町村が何らかの助成措置を実施している未就学児に限って、国保の国庫負担金減額調整の対象外とすることとされております。地方単独事業の実施による国庫負担金等の減額措置につきましては、本市の一般施策による影響であるため、減額相当額について一般会計から国保会計に繰り入れし、財源の補てんを行っているところでございます。この一般会計繰入金の額でお答えしたいと思います。この減額調整措置が廃止されなかった場合には、平成30年度当初予算ベースの試算で9776万2千円、未就学児について廃止された場合には、8505万3千円となりまして、その影響額は1270万9千円となります。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今回の国のペナルティ廃止によって約1300万円弱の財源ができるということですので、この財源を活用して、お隣の嘉麻市が平成28年1月から実施した中学生までの通院、入院ともに無料ということで行っておりますけれども、本市も無料にしていきたいというふうに思います。先ほども生産人口の減少についてお話ししましたが、平成7年のピークから平成27年までは、毎年500人の人口が減少しております。さらに平成32年、2020年から2040年は毎年1千人の人口が減少し、2040年には10万4962人にまでなってしまう。早急に他の定住化施策とあわせて、この財源を活用し、自己負担なしの無料としていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

この財源を使いまして、助成制度の拡充をしてはどうかということでございますが、国の通知では減額調整措置の見直しにより生じた財源については、各自治体において、さらなる医療費助成の拡大でなく、ほかの少子化対策の拡充に充てることとされております。また、拡充すべき少子化対策の主な具体例としまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制の拡充や多様な保育の受け皿の整備や人材の確保、子育てが困難な状況にある家族、子どもへの支援の強化、電話による小児患者の相談体制の整備等があげられております。このようなことから、この財源を使つての制度拡充はすべきではないというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ペナルティ廃止によって、生じる財源は助成制度のさらなる拡充には活用できないということですが、国は強制ではないということも言っておるかと思えます。ぜひ、検討していただければというふうに思います。

それでは次に、近隣自治体との格差についてお伺いします。まず近隣の自治体が財政難の中、子ども医療の無料化を進めている理由について、少子化対策、子育て支援のためということではありますが、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

大都市を除く地方都市では、特に少子高齢化による人口減少が大きな課題となっております。このような中、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境をつくることで子育て

世代の流出を防ぎ、逆に若い世代の流入を後押しする施策の一つとして、このような助成制度の拡充が図られているものと考えています。

○副議長（佐藤清和）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

確かにそういうことが大きな理由であるというふうに思いますけれども、本市でも同じであり転出については、プラスになるエリア、筑豊エリアの場合は転出で、転入のほうがプラスというところもありますけれども、マイナスになるエリアもあります。先ほども少しお話があっておりましたけれども、関西、東京圏ですね、人は出ていくけれども入ってくるのはなかなか少ないと、福岡、北九州も含めてマイナスのエリアが余りにも大きすぎて、全体の転入、転出についてはマイナスにしておると。この現象を少しでも打開する対策として他市では実施しているのに、なぜ本市は医療費を無料にされなかったのか、お伺いをいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

本市では限られた財源の中で、安定的な制度運営を行う必要があることから、未就学児につきましては、外来、入院診療ともこれまでどおり自己負担なしとする一方、小学生の外来診療にかかる自己負担額の上限につきましては、県にあわせ見直しをさせていただいております。また、対象年齢につきましては、外来診療では小学校6年生まで、医療費の負担がより重い入院診療では、18歳到達の年度末までとし、対象を拡大しているところでございます。確かに子ども医療費が無料ということになれば、子育て世代にとっても大変魅力的な子育て支援策の一つになると思います。仮に本市が無料化しようとするすると、新たに約8千万円の財源が必要となります。このため、限られた財源の中で将来にわたり持続可能な制度とする必要があるということで、現行の制度としておりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

6 番 奥山亮一議員。

○6 番（奥山亮一）

子ども医療費を無料化すると、新たに8千万円の財源が必要になると答弁でもありましたけれども、財政調整基金、毎年毎年10億ぐらい使って10年後には130数億円あったのが19億円になると。とてつもない金額をこちらにはどんどん、ハード的には入れるけれども、ソフトには全然使わないという分はいかがかなというふうに思います。私なんか考えてみますと、これは個人になりますけれども、老後をどういうふうに快適に生活していくかと、老後資金をあなたたちは持っていますか、どういうふうにしていきますかというのがよく新聞とかテレビ等でやっていますけれども、まさに飯塚市は老後に向かっていくのに、少子高齢になるんですけれども、向かっていくのに貯金がどんどんどんどん減って、ここ10年でその先はもうマイナスで、先ほど言いましたけれども、今小学生の方、中学生の方にどんな負の財産を維持できるのかというふうに危惧をします。とりあえず8千万円ということでお伺いしましたので、なにか捻出をしていただければというふうに、市長よろしく願います。昨日の代表質問でも触れておられましたけれども、公共施設を維持していくのは私たちではなく、現在の子どもやこれから生まれてくる子どもたちです。その子どもたちのために、人口問題、経済問題、財政問題を長期的な対策から、今講じるべきだというふうに思います。今答弁された限られた財源の中で制度設計がされているということですが、では少子化対策の有効な事業はなんだというふうにお考えなのか、よろしく願います。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

少子化対策に有効的な事業は何かということでございますが、この事業を行えばすぐに課題を解消できるという特効薬的な施策というのはないのではないかと考えています。市長の施政方針でも述べられておりますように、子ども医療費助成制度を初め、保健師による妊産婦や乳幼児等に対する包括的な支援や保育士就職緊急支援事業、保育士修学資金貸付事業、保育士生活資金貸付事業等により、保育士を確保することによる安心して産み育てやすい環境づくりなど、さまざまな施策を重層的に展開していくことが必要ではないかと考えております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

確かにこの事業を実施すれば、少子化対策に有効だというものはないというふうに思いますが、一つ一つの施策をより充実させていくことが重要でないかと思えます。ですから、その一つである子ども医療費助成制度を嘉麻市のように無料化すれば、少子化対策の大きな目玉になってくるのではないかと考えています。財源的な問題もあるかと思えますけれども、今後、嘉飯圏域定住自立圏の形成を目指す中心市として、嘉麻市、桂川町と連携をとり、この子ども医療費制度の拡充を図る考えはないのか、再度伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

さきの代表質問でもお答えしましたが、2市1町は同じ生活圏、同じ医療圏でもありますので、基本的には自己負担額や対象年齢に格差がないというのが理想的であるというふうに考えております。繰り返しになりますが、本市では限られた財源の中で安定的な制度運用を行う必要があるという考えのもと、現行の制度としております。子ども医療費の無料化は制度につきましては、義務教育終了までを対象に、都道府県や市町村単位ではない国としての制度創設や県においては国の制度創設まで、県の責任として助成対象の拡大と市町村の負担軽減を図るよう常々市長会等を通じて要望しており、今後、国や県の動向を注視しながら適切な時期に検討したいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今基本的には、自己負担額、対象年齢に格差がないというのが理想的だというふうなお話をいただきました。先ほども申し上げましたが、質問と答弁もいただきましたけれども、一長一短には人口はふえないですね。15年はかかりますと。生産人口になるまでにですね。そうしたら15年前からやっておかないと15年後にはまだ生産年齢が上がっていないんですね。だから今やれば、平成30年でいいですよと、平成45年、元号は変わると思いますがけれども、平成45年にやっと生産年齢人口になるわけです。それを今回ずっと言わせていただいているところなんですけれども、そこをご理解いただきたいというふうに思います。

次に、定住自立圏構想については、今回の定例会で議案として提出されておりますので、お答えづらいというふうに思いますので、私のほうから確認をさせていただきます。中心市と近隣市町村がみずからの意思で1対1の協定を締結して形成された圏域であり、その圏域ごとに中心市と近年市町村がそれぞれに有する暮らしにかかる生活機能の利活用やさまざまな施策等を互いに連携協力して取り組んでいることによって、圏域全体の活性化を図ることを目的としている制度であると認識しています。また今後、3大都市でも人口減少が見込まれますが、地方においては大幅な人口減少と急速な少子化、高齢化が訪れることから地方から3大都市への

人口の食い止めと、３大都市の住民をライフステージやライフスタイルに応じた居住を提供し、地方への人の流れを創出することが求められるとともに、地域住民の命と暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し、飯塚市、嘉麻市、桂川町への人口定住を促進する政策であると考えていますが、このような理解でよろしいか、ちょっとお伺いします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

そのとおりでございます。

○副議長（佐藤清和）

６番 奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

そうであるならば、少子化による人口減少が深刻化し、全国的に地域の将来像が危惧されている現在だからこそ、嘉飯圏域の全体として子育てしやすい環境を整備する取り組みが必要であると考えます。子どもの命の重さは同じなのに医療費負担に地域差があるのはどうか。また、貧困家庭などで医療費がかかることを心配して、受診をためらい命が危うくなることがあってはならないというふうに思います。そのためにも、圏域住民の暮らしを支援し、子育てしやすい地域としての魅力向上につなげていく取り組みとして、先ほどから質問しています、子ども医療費の助成を圏域の連携事業に含めることを検討していただくよう要望して、この質問終わります。

○副議長（佐藤清和）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、３月５日に一般質問をいたしたいと思しますのでご了承願います。

お諮りいたします。明３月３日から３月４日までの２日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、明３月３日から３月４日までの２日間は休会と決定いたしました。以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 ２時３７分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 25名)

1 番	藤 浦 誠 一	1 5 番	梶 原 健 一
2 番	佐 藤 清 和	1 6 番	吉 田 健 一
3 番	瀬 戸 光	1 7 番	福 永 隆 一
4 番	兼 本 芳 雄	1 8 番	城 丸 秀 高
5 番	光 根 正 宣	1 9 番	松 延 隆 俊
6 番	奥 山 亮 一	2 0 番	上 野 伸 五
7 番	川 上 直 喜	2 1 番	田 中 博 文
9 番	明 石 哲 也	2 2 番	鯉 川 信 二
1 0 番	秀 村 長 利	2 5 番	勝 田 靖
1 1 番	永 末 雄 大	2 6 番	道 祖 満
1 2 番	田 中 裕 二	2 7 番	坂 平 末 雄
1 3 番	守 光 博 正	2 8 番	平 山 悟
1 4 番	江 口 徹		

(欠席議員 2名)

2 3 番	古 本 俊 克
2 4 番	森 山 元 昭

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田 代 文 男

議会事務局次長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 宮 嶋 友 之

書 記 伊 藤 拓 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 梶 原 善 充

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行政経営部長 倉 智 敦

都市施設整備推進室長 高 木 宏 之

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 山 本 雅 之

都市建設部長 鬼 丸 力 雄

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 中 村 武 敏

公営競技事業所長 山 本 康 平

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

都市建設部次長 今 井 一

